

各指定居宅介護支援事業者 代表者 様

明石市福祉局高齢者総合支援室
介護保険担当課長

居宅介護支援事業者による介護予防支援の指定申請について（通知）

平素は、本市の介護保険行政の推進に御理解と御協力をいただきお礼申し上げます。

令和6年4月1日から介護保険法の改正により、居宅介護支援事業者においても介護予防支援事業者の指定を受けて介護予防支援を実施することが可能となりました。

当該指定の申請については、介護保険法施行規則第140条の32第1項各号に規定する事項を記載した書類を、事業所の所在地の市町村に提出する必要がありますが、同条第2項の規定により一部の書類の提出を省略することが可能となっております。

つきましては、本市に提出が必要な書類を下記のとおりとしましたので、指定を希望する事業所はご確認のうえ申請をお願いいたします。

記

指定申請時に提出が必要な書類

	書類等	様式
1	指定申請書	別紙様式第二号（一）
2	指定介護予防支援事業所の指定等に係る記載事項	付表第二号（十二）
3	指定介護予防支援事業所の指定に係る記載事項・チェックリスト	(別添)付表第二号（十二）
4	登記事項証明書又は条例等	
5	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	標準様式1
6	運営規程	
7	誓約書	標準様式6
8	手数料領収書（写し可）の貼り付け用紙	参考様式10

※既に明石市に提出している居宅介護支援事業の申請内容に変更がある場合、上記以外に変更に関する書類の提出が必要です。

※様式については、明石市ホームページに掲載しております。

担当
明石市福祉局高齢者総合支援室 給付係
e-mail: kaigo-sitei@city.akashi.lg.jp
TEL: 078-918-5091